

防人育第 6 6 8 4 号  
3 1 . 4 . 3山口県  
宇部市長 殿

防衛大

## 自衛官募集等の推進について（依頼）

自衛官等の募集については、平素より御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

自衛隊は、我が国の防衛のみならず、国際平和のための活動や国内外の災害派遣など、我が国の平和と安全及び国際社会の安定を確保するための重要な任務を担っております。今後もこれらの任務を全うするため、強い使命感、責任感を持ち、いかなる状況下でも適切に対応することができる質の高い人材を確保することが、これまで以上に重要となっていると考えております。

昨年 1 2 月には、今後の防衛のあるべき姿について新たな指針を示す「平成 3 1 年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」が閣議決定されました。これらの中でも地方公共団体との連携を含む募集の推進について明記されているところであり、防衛省としては今まで以上に募集に力を入れるとともに、地域住民と日頃直に接している全国の地方公共団体の皆様の御理解を得て、相互の協力関係を一層強化して参りたいと考えております。

つきましては、以下の 3 点についてお願い申し上げます。

## 1 募集対象者情報の提出について

自衛官の募集環境が厳しい中、多くの募集対象者に自衛官という職業を知ってもらうため幅広く広報をしたいと考えており、募集対象者情報を入手し、広報資料の送付などを行っております。このため、貴市区町村から自衛隊地方協力本部への募集対象者情報（氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の 4 情報のみ）の紙媒体、電子媒体での提出をお願いいたします。事務の細部については、各地方協力本部より調整いたしますので、御対応いただきますようよろしくお願いいたします。御提供いただいた募集対象者情報は、自衛官募集業務においてのみ適切に使用するとともに、その管理については、防衛省において、個人情報保護に関する法規を遵守し、厳正に管理させていただいております。

## 2 募集対象者情報の提出以外の募集事務の実施について

募集対象者情報の提出に加え、地方自治体における広報宣伝等の募集事務の一部の実施につきましても、引き続き、各地方協力本部と調整しつつ各種御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

## 3 入隊予定者激励会開催及び若年定年退職自衛官の防災関係部門での活用について

地域を挙げた様々な激励会等は入隊予定者にとって大きな励みとなっており、引き続き地方公共団体の皆様に入隊予定者激励会の開催について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、退職自衛官の防災部門での採用は、自衛隊で培った知識や経験を社会に還元するだけでなく、地域の防災基盤の強化にもつながるものであることから、防災のプロフェッショナルとしての退職自衛官の防災関係部門での活用についても、引き続き、緊密な連携を図らせて頂きますようお願い申し上げます。

### (参考) 募集事務の一部の実施に関する法的根拠について

都道府県知事及び市町村長は自衛隊法第97条により、「自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」とされており、これを受けて、自衛隊法施行令に各種事務が定められ、募集事務の一部（広報宣伝（施行令第119条）及び報告又は資料の提出（施行令第120条）等）は、地方自治法施行令における第1号法定受託事務に当たります。特に、自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められており、この法令上の明確な根拠をもって、募集対象者情報の提出をお願いしているものです。